

別紙 4

平成 26 年度印西市市民活動支援センター指定管理者事業計画書

平成 26 年 4 月 1 日

印西市長 板倉 正直 様

印西市大森 3602 番地 13
NPO 法人 COSMOS サポートクラブ
理事長 藤澤 進

印西市市民活動支援センターの管理運営に関する基本協定書第 22 条の規定に基づき、次の通り事業計画書を提出します。

1 本業務の実施計画

(1) 市民の平等利用の確保

印西市市民活動支援センターは、印西市の市民活動（NPO やボランティアなど市民や市民活動団体による自主的で営利を目的としない社会に貢献する活動）全般を支援するための施設です。つまり、市民活動を、「やりたい」、「参加したい」、「関心がある」と思っている方すべてが利用できる施設ですので、利用者それぞれが平等に利用できるよう、差別はいたしません。

ただ、支援センター内の活動室、印刷機などの利用については、市民活動施設であるという性格上、登録団体に限られます。しかし、市民活動団体としての登録は、3 人以上の成人で構成され、地域の課題に真剣に取り組もうとする団体であれば区別はなく、平等に登録の認定がなされます。

ただ、留意しなければならないのは、政治活動を目的とする団体、宗教活動を目的とする団体、商業活動を目的とする団体の利用で、これは、条例等により、登録が制限されます。

(2) 施設の運営方針、事業展開等

① 施設の運営方針

指定管理者制度は、平成 15 年 6 月の地方自治法の改正により、公共施設の管理コスト削減や民間のノウハウを活用したサービス向上を目的として導入されたものです。そうした制度の目的を踏まえた上で、自分たちの持つ市民活動団体としての知識、経験、組織的なつながり等を生かしながら、指定管理者として、市内の市民活動団体が活動の場を広げ、行動の質の向上につながるよう、中間支援組織としての機能発揮を目指してまいります。その結果として、利用者・利用団体に安全・安心で満足度の高いサービスを提供してまいります。

NPO 法人 COSMOS サポートクラブは、これからの市民活動の活性化に求められるのが、連携と交流であると認識しております。すなわち、各市民活動団体相互の交流・コラボレーションなどによる緊密化や行政との連携が重要であり、市民活動支援センターがその触媒となるようその役割を果たしてまいります。

② 施設の設置目的を効果的に達成する事業

ア 管理業務

- ・ 施設管理

施設は、子供や高齢者、障害者など多様な市民が利用する可能性のある施設ですので、まずもって安全で安心できる場所でなければなりません。そのためには、設備・備品等に故障がないよう、点検を頻繁に行うこととします。

利用者が管理施設内で、事故に遭遇することがないように管理区域内施設・備品の点検を定期的に行うこととします。

また、特定の職員に過労等の問題が生ずることのないよう、事務の均てん化を極力図ってまいります。

- ・ 実施事業
別添1のとおり

イ 自主事業（基本協定書第45条関係）

事業計画に計上する事業以外には、登録団体交流会、ミニだんごクラブなどを定期的に行うとともに、部門別ミーティングなども企画してまいります。

③ 利用者に対するサービス向上を図るための方策

利用者サービスの向上を図る第一歩は、利用者のニーズを把握することにつきますので、アンケートなど各種機会を通じて行うこととします。また、市民ないし利用団体の活動が活発化するよう、こうした方々からの相談業務に力点を置いてまいります。特に、団体のNPO化、助成金の獲得、協働事業の企画の相談については、親身に対応したい。

2 第三者に委託する業務内容

市民活動支援センターの印刷機、コピー機の保守・管理を平成25年度と同様に、リコージャパン株式会社に委託します（契約書；添付書類(1)）。

支援センターホームページの管理については、平成25年度と同様に、株式会社DENXINに委託します（契約書；添付書類(1)）。

3 管理施設の利用促進に係る数値目標とそれを達成するための利用促進策

市民活動支援センターの来館者数は、同センターのニュータウン移転前の23年度が3,143名でしたので、指定管理終了年までに5,000名を達成することを目標としましたが、既に移転直後の24年度が5,550名となり、年間目標を達成しております。25年度も概ね目標を上回る見込みですが、26年度においても引き続き努力してまいります。

しかしながら、それ以上に重要となるのが、市民活動そのものの活性化です。それには、市民活動団体の増加が欠かせません。市民公益活動団体登録数については、指定管理者受託前の平成24年3月末に61団体でしたが、指定管理終了年までに100団体となることを目標としておりました。平成26年2月末時点では、93団体に増加しておりますが、26年度は、早い時期に目標を達成できるよう努力してまいります。

このため、市民活動支援センターの知名度の一層の向上を図るべく、引き続きパンフレット・広報紙、インターネットホームページはもとより、市内の施設・店舗等へのポスター掲示依頼などを通じ、市民活動支援センターの活動が市民の目に触れる機会の増加を図ってまいります。

4 管理施設の収支見込み

別添の平成 26 年度収支予算書のとおりです(別添書類(2)平成 26 年度指定管理者運営予算)。

5 アンケートの実施等による利用者のニーズの把握

(1) 利用者のニーズを把握する方策

利用者ニーズの把握を図るため、市民活動支援センターは、各種の機会を捉え、アンケート用紙の配付などにより市民ないしユーザーの要望の把握に努めてまいりました(別添(3))。平成 26 年度においても各種機会をとらえ、アンケートを実施し、利用者ニーズを事業に反映させてまいります。

また、登録団体交流会などの機会を通じ、利用者ニーズの把握に努めます。

(2) 利用者のニーズを踏まえた事業展開

各種講座や相談会は、利用者のニーズを見極める必要があります、平成 26 年度のテーマはそうしたニーズを反映したのですが、年度の途中においても利用者の強いニーズを感じるテーマについては、弾力的に対応します。

また、だんごまつりについては、登録団体の協力が欠かせない事業であり、時期や会場などの選定については、登録団体の意向をできる限り反映させます。

(3) 他団体と連携した施設の運営方針

平成 25 年度は、我孫子市及び四街道市の施設の関係者との交流の機会がありましたが、26 年度についても引き続き近隣市町村の関係者との交流を深め、印西市の施設運営に反映させてまいりたい。また、県主催のネットワーク会議にも積極的に出席し、情報交換を重ねたい。

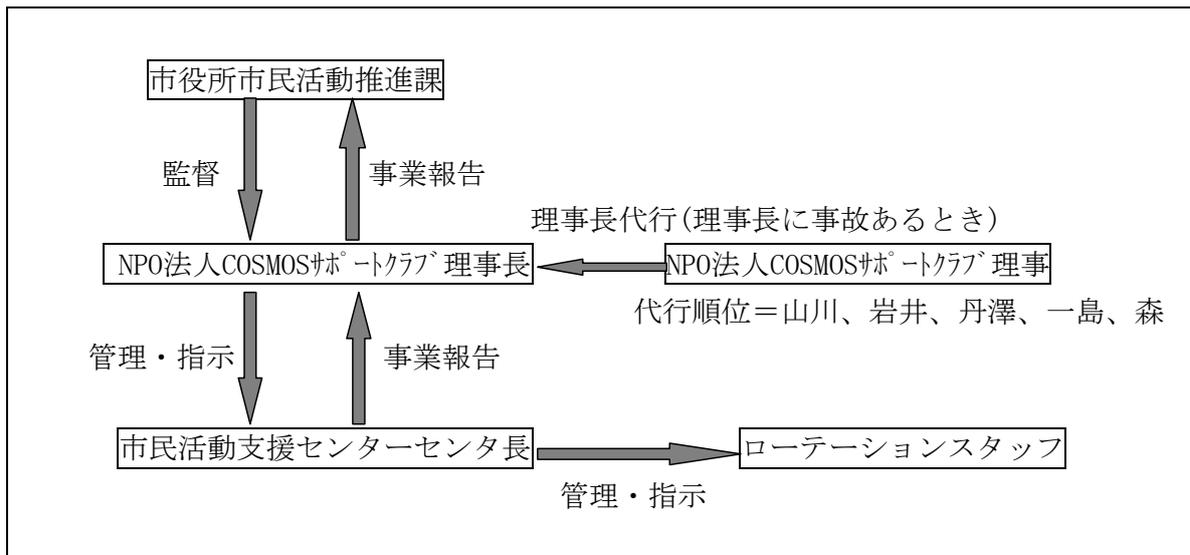
6 施設の管理運営

(1) 人員体制、人員配置、指揮命令系統、責任体制

市民活動支援センターに係る人員は、NPO法人 COSMOS サポートクラブ役員が、理事長藤澤進、副理事長山川信一、理事森典朗、同岩井宗志、同丹澤正直、同一島正四、監事山口進です。支援センター勤務の職員は、センター長河村真紀子、ローテーションスタッフ奥谷結、同坂入敦子、同野村恭子、同渡井公介です。

市民活動支援センターには、原則として、職員 2 名の配置を行います。そのため、基本的には、センター長(常勤 1 名)、ローテーションスタッフ(4 名)が交代で勤務いたしますが、センター長及びスタッフの有給休暇、病休、研修等の際には、役員を含め、他のスタッフが代替勤務し、2 名の配置を維持することといたします。

この施設では、センター長がローテーションスタッフを管理・指示し、センター長に対しては、理事長が管理・指示しますが、これを図示すれば、次の通りです。



(2) 危機管理対応

ア 対応方針・対応策

市民活動支援センターの管理施設内での緊急事態があったときは、「危機管理及び事故・トラブル等対処マニュアル」に基づき対処いたします。

イ マニュアル(いずれかに○をつけること)

○有(別添書類(4)のとおり) ・ 無

(3) 利用者等からの苦情や要望への対応

ア 利用者からの苦情及び要望があった場合には、「危機管理及び事故・トラブル等対処マニュアル」に基づき対処するとともに、月次の報告等により市役所に伝えることとします。またスタッフミーティング等を通じてその情報を共有し、可能な限り申し入れに沿うように対処します。

イ マニュアル(いずれかに○をつけること)

○有(別添書類(4)のとおり) ・ 無

(4) 守秘義務の対応

ア 対応方針・対応策

基本協定書第 17 条による守秘義務に関しては、「情報等に関するマニュアル」に基づき対処します。

イ マニュアル(いずれかに○をつけること)

○有(別添書類(5)のとおり) ・ 無

(5) 個人情報の保護対策

ア 対応方針・対応策

基本協定書第 18 条による個人情報の保護に関しては、印西市個人情報保護条例等を念

頭に、「情報等に関するマニュアル」に基づき対処いたします。

イ マニュアル(いずれかに○をつけること)

○有(別添書類(5)のとおり) ・ 無

(6) 情報公開の対応

ア 対応方針・対応策

基本協定書第 19 条による情報公開に関しては、「情報等に関するマニュアル」に基づき対処いたします。

イ マニュアル(いずれかに○をつけること)

○有(別添書類(6)のとおり) ・ 無

(7) マニュアル等を従事者に習熟させるための研修計画

基本協定書第 20 条に関しては、内部研修等を通じ、前記(2)～(6)に関するマニュアルをスタッフに徹底してまいります。

8 添付書類

別添 1 平成 26 年度印西市市民活動支援センター指定管理者実施事業計画書

その他

(1) リコージャパンとの契約書、株式会社 DENXIN との契約書

(2) 平成 26 年度指定管理者運営予算

(3) 25 年度のアンケート結果

(4) 危機管理及び事故・トラブル等対処マニュアル

(5) 情報等に関するマニュアル

(6) 平成 26 年度の団体の収支予算書及び事業計画書

(7) 印西市税、法人税、消費税及び地方消費税について未納(納期限が到来していないものを除く。)がない旨の証明書

(8) 平成 26 年度市民活動支援センター行事予定

平成26年度印西市市民活動支援センター指定管理者実施事業計画書

| 事業名 | 事業内容 | 実施時期及び期間 | 所要経費(千円) | 事業効果 | 数値目標 |
|--------------------|--|--------------------|----------|---|-------------------------------|
| 広報（だんご通信）発行 | 全ての市民を対象に広報紙を発行し、市民活動支援センターの案内をするとともに、各登録団体の行事、補助金情報等を伝える。また広報紙のカラー化を図る。 | 6月、9月、11月、2月の年4回発行 | 188 | 市民活動支援センターのPRになるとともに、各登録団体の行事・イベントなどが伝わる。 | 1回当たり4,500部（だんごまつり特集号は8,000部） |
| ホームページ | ホームページの充実を図る。 | 随時 | 247 | 市民活動支援センターのPRになるとともに、各登録団体の行事・イベントなどが伝わる。 | |
| 写真・ポスター展 | 全登録団体を対象に、日頃の市民活動状況の写真ないしポスターを展示する。 | 1月～3月 | 32 | 参加団体の活動状況がビジュアルに市民に伝わる。 | 印西地区・印旛地区・本埜地区で計4カ所 |
| 登録団体連絡会 | 市民活動登録団体間の交流を行い、課題等の共有化を図る。 | 随時 | 9 | 市民活動団体連携及び話し合いの機会を提供することにより、当センターのソフト面でのサポートを行う。 | |
| 施設等運営団体の経験説明講座（仮称） | 福祉施設など、設立後の運営について経験団体等の話を聞く。 | 6月 | 52 | 施設の設立等を考えている方々に向け、経営のイメージ化を図り、立ち上げ準備の一助とする。 | 受講者20人 |
| ソーシャルビジネス講座（仮称） | 地域課題の解決に、起業の形態による取り組み方法があり、そのきっかけ、仕組み、リスクなどを学ぶ。 | 7月 | 52 | NPOの創設など、地域課題を解決するツールの一つである事業化の方法を学び、事業化を実践する団体を増やす一助にする。 | 受講者20名 |

| | | | | | |
|--------------------------|--|--------------|----|--|----------|
| 補助金・助成金の獲得方法を学ぶ講座（仮称） | 市民活動を進めるための有力な財源である補助金・助成金の応募のノウハウを学ぶ。 | 10月 | 52 | 財源不足に直面しながらも、各種団体等が募集する補助金・助成金への応募に消極的な団体が多いことから、これに挑戦する団体を増やす。 | 受講者20名 |
| 市民向け講座・だんごクラブ（全4回） | 折り紙や草花などを用いた手作り作品の指導を行う。 | 4月、9月、12月、2月 | 52 | イベントなどの開催において、折り紙や草花を用いた工作は、子供等に人気があり、当該主催団体等が集客するツールとして役立てる。 | 受講者延べ60名 |
| ホームページ・ブログ立ち上げ・運営相談会（仮称） | インターネットの専門家によるホームページ・ブログ立ち上げ相談・見られるホームページにするためのレベルアップに関する相談を行う。 | 5月 | 52 | 市民活動の各登録団体のホームページ等の開設につながり、既設団体においてもより一層のレベルアップが図れるようにする。もって情報発信力の強化を図る。 | 相談者10名 |
| NPO相談会（仮称） | 行政書士によるNPOの立ち上げや認定NPO化等に関する相談を行う。 | 8月 | 52 | NPO及び認定NPOの認証を受ける団体の増加につなげる。 | 相談者10名 |
| 労務相談会（仮称） | NPOの運営には、有償・無償のボランティアのみならず、職員であるスタッフの従事があるが、労災など不測事態も考えられる。どのようなリスクが潜んでいるのか学ぶとともに、対処方法を相談する。 | 9月 | 52 | NPO等の収益を図り、活動資金の確保を支援する。 | 相談者10名 |
| 税務会計相談（仮称） | 公認会計士又は税理士によるNPOの税務・会計相談を行う。 | 1月 | 52 | 素人にはわかりにくいNPOの税務・会計の知識の向上を目指す。 | 相談者10名 |

| | | | | | |
|------------------------|--|-----|-----|------------------------------------|-------------|
| 第10回市民活動 だんごまつり | まつりの形式により、市民活動団体のポスター展示、パフォーマンスの公開、相談会、講座、体験、手作り食品・雑貨の販売などを行う。 | 11月 | 153 | 参加した市民活動団体の活動PR、会員募集、活動資金確保等につながる。 | 来訪者延べ1,000名 |
| パンフレット配布 | 市民活動センターの情報提供を行う。 | 随時 | 12 | 市民に市民活動支援センターの情報を伝える。 | 2000部 |
| 団体情報交換会 (部門別ミーティング) | 市民活動団体間の部門別情報交換等を行う。 | 随時 | 12 | 活動内容が近い団体間で情報交換を行い、当該団体の活動に資する。 | |